

よくある質問

市民

Q1. 販売方法、購入方法を教えてください。

A1. 販売場所に購入引換券を持参いただき、販売額(一般世帯及び18歳までのお子様：5,000円、世帯主が65歳以上世帯4,000円)にて購入(現金のみ)いただけます。氏名、ご住所を確認させて頂く場合がございますので、本人確認書類(免許証、健康保険証、社員証、学生証など)を商品券販売窓口にご持参ください。

Q2. 銀行口座振替、電子マネー、クレジットカード等による商品券の購入は可能ですか？

A2. 現金のみの購入となります。

Q3. 商品券購入の際に、領収書は発行されますか。

A3. 発行いたします。

Q4. 利用条件はありますか(例：〇〇円以上の購入につき〇〇円の商品券を利用可能、など)

A4. 商品券は1枚からご利用でき、複数枚をまとめてご利用いただくことも可能です。利用可能期間内に限り、守口市の取扱店舗のみでご利用いただけます。

Q5. 商品券はテイクアウト専門店、出前やデリバリーでも利用できますか。

A5. 利用の可否についてはご利用前に各店舗様へご確認いただくようお願いします。但し、利用可能店舗であっても、デリバリーの仲介業者を介した場合は、利用できませんのでご注意ください。

Q6. 外国国籍、一時滞在者も購入可能か。

A6. 令和3年4月1日(基準日)において、守口市の住民基本台帳に記録されていればご購入が可能です。

Q7. 商品券はいつ購入できますか。

A7. 令和3年7月28日から令和3年12月28日までです。

※令和3年12月28日以降のご購入はできませんのでご注意ください

Q8. 商品券の購入制限はありますか。

A8. 一世帯あたり2冊までのご購入となります。18歳までのお子様がいらっしゃる場合はお子様1人当たりにつき2冊まで追加でご購入いただけます。

Q9. 代理人が購入することは可能ですか。

A9. 被代理人等の購入引換券をご提示の上、被代理人等との関係のお申し出が必要となり、場合によっては電話などで詳しく確認させて頂くことがございます。

同一世帯ではない家族や知人、施設担当者などが代理でご購入される場合や、代理人様が複数枚以上の購入引換券を持ち込まれた場合には、代理関係等を示す資料の提示、被代理人様への電話確認などにより代理関係等を詳しく確認する場合がございます。確認が取れましたらご購入が可能となります。

Q10. 商品券で買えないもの（利用できないもの）はありますか。

A10. 下記の商品及びサービスの支払いにはご利用できません。

- 出資や債務の支払い(税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金のほか、国や地方公共団体へ支払う使用料や手数料など)
- 株券、先物、保険、宝くじなどの金融商品の購入
- 換金性の高いものの購入（有価証券、他の商品券、ビール券、図書券、お米券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード、電子商品券など）
- 現金との換金、金融機関への預け入れ、電子マネー等への変換(チャージなど)
- 商品券の交換及び売買
- 風俗営業などの規制および義務の適正化などに関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払い
- たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- 医療保険や介護保険が適用されるサービスおよび商品(処方箋が必要な医薬品を含む)の購入
- 土地・家屋購入、家賃、地代、駐車場などの不動産に関わる支払い
- その他公序良俗に反するものや、本事業の趣旨にそぐわないサービスや物品の購入

Q11. 商品券は一度に全て購入せずに、回数を分けて購入することは可能ですか。

A11. 可能です。

購入引換券1枚につき商品券1冊のご購入となりますので、購入引換券ごとにご購入していただくことが可能です。

Q12. 守口市内在住ですが、購入引換券が届きません。

A12. (7月下旬以前の場合) 令和3年7月中旬から令和3年7月下旬にかけて、順次各ご世帯様へ購入引換券を郵送いたしますので、届くまでしばらくお待ちください。購入引換券が届かない場合は守口市スーパープレミアム付商品券事務局宛までご連絡いただくようお願いいたします。

Q13. 購入引換券を紛失してしまいました。再発行してもらえますか。

A13. 購入引換券の再発行はいたしかねますので大切にお取り扱いください。

Q14. 500円以下の買い物で商品券を利用した場合、お釣は出ますか。

A14. 商品券の額面金額500円に対し、500円以下の商品等を購入してもおつりは出ません。

※釣銭は支払われませんのでご注意ください。

Q15. プレミアム付商品券で購入した商品の返品は可能ですか。また、現金で返品してもらえますか。

A15. 原則返品はいたしかねます。ご購入前に本当に必要な商品であるかをご確認しうえご購入ください。

Q16. 商品券を購入したが使用せず余ってしまった場合、払い戻しはできますか。

A16. 払い戻しはいたしかねます。

商品券裏面に記載の通り、未使用商品券の換金・売買・譲渡・交換も禁止されておりますので、使用期間内にご利用ください。

Q17. 商品券を汚損した場合、使用はできますか。

A17. 汚損の場合は、通し番号、コピーガード、商品券のバーコードが判別できるものは使用が可能です。

Q18. 守口市専用コールセンターになかなか繋がらないです。

A18. 多数のお問い合わせがある場合は繋がりにくくなっております。大変申し訳ございませんが時間をおいておかけ直してください。